

改正

平成24年4月1日告示第36号

西和賀町木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付要綱を次のように定め、平成21年7月1日から適用する。

西和賀町木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、地域住宅計画に基づき、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、旧基準木造住宅の耐震改修工事を実施する者に対し、予算の範囲内で西和賀町補助金交付規則（平成17年西和賀町規則第60号）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱における用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧基準木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（在来軸組構法及び伝統構法の戸建住宅で、持家・貸家を問わない。）をいう。ただし、国、地方公共団体その他公共機関が所有するものを除く。
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき行う耐震診断をいう。
- (3) 判定値 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法または精密診断法による上部構造評点をいう。
- (4) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事を含む改修工事をいう。

(補助の対象者)

第3 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 旧基準木造住宅を所有する者（法人を除く。）で、耐震改修工事を行うもの
- (2) 町税その他町に対する債務を滞納していない者

(補助対象工事)

第4 補助対象工事は、次のいずれかとする。

- (1) 耐震診断を実施し、判定値が1.0未満と診断された旧基準木造住宅について、判定値を1.0

以上とする耐震改修工事

- (2) 耐震診断を実施し、重大な地盤・基礎の注意事項の指摘があった旧基準木造住宅について、注意事項を改善する耐震改修工事（判定値が、工事後において1.0以上となるものに限る。）

（補助対象経費）

第5 補助金の交付の対象とする経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 耐震改修工事費
(2) 耐震改修工事を行うために必要な撤去及び再仕上げ等に要する工事費
(3) 第5第1号に係る設計費及び工事管理費

（補助金の交付額等）

第6 助成する額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 補助対象経費の2分の1以内の額で、60万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
(2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2第1項に規定する所得税額の特別控除の額

2 補助金の交付に当たっては、あらかじめ前項第2号の額を差し引いて、前項第1号の額を交付するものとする。

（交付申請及び決定）

第7 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、西和賀町木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 固定資産課税台帳登録証明書（建築年月日が分かる書類を添付した場合を除く。）
(2) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し（第2第2号により行ったものに限る。）
(3) 耐震改修工事計画書
ア 案内図、平面図
イ 改修計画図、その他改修方法を示す図書
ウ 耐震改修後の建物についての耐震診断の総合判定（建築士の記名、捺印のあるものに限る。）
(4) 耐震改修工事費見積書（耐震改修工事とその他の部分を分けたもので、施工業者又は建築士の記名、捺印のあるものに限る。）
(5) 町税その他町に対する債務の完納を証する証明書

2 町長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査の上、適当と認

めたときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に通知するものとする。

(計画の変更等)

第8 申請者は、補助金の交付決定を受けた後に耐震補強工事の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ西和賀町木造住宅耐震改修工事助成事業補助金変更承認申請書(様式第2号)に、変更後の第7第3号及び第4号に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の変更を承認し、当該申請者に通知するものとする。

(工事の着手)

第9 申請者は、補助金の交付決定後又は変更承認後、速やかに耐震補強工事に着手するものとする。

(中間検査)

第10 町長は、当該耐震改修工事が適正になされているか、申請者に通知の上、その敷地内又は木造住宅の内部に立入り、中間検査を行うことができる。

2 町長は、前項の報告書その他の関係書類、現地調査等の結果により、当該耐震改修工事が適正に行われていないと認めるときは、当該耐震改修工事について申請者に指導を行うものとする。この場合において、申請者が指導に従わないときは、木造住宅耐震改修工事助成事業補助金(変更)交付決定を取り消すことができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第11 申請者は、耐震改修工事の中止又は廃止をしようとする場合には、西和賀町木造住宅耐震改修工事助成事業廃止(中止)届(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(完了実績報告)

第12 申請者は、耐震改修工事が完了したときは、西和賀町木造住宅耐震改修工事助成事業完了実績報告書(様式第4号)に次に掲げる関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し(原本証明のあるものに限る。)
- (2) 工事費請求書又は、領収書の写し(施工業者の発行したものに限る。)
- (3) 工事写真(耐震改修工事の内容が確認できるもの)
- (4) 耐震改修工事が、耐震改修工事計画書に基づき施行されたことを証する書面(建築士の記名、捺印があるものに限る。)

2 前項の書類は、当該工事の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の決定)

第13 町長は、第12の規定による完了実績報告を受理した場合において、完了実績報告書等の書類を審査の上、適正と認めるときは、申請者に西和賀町木造住宅耐震改修助成事業補助金交付確定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第14 申請者は、第13の規定による通知を受けたときは、速やかに西和賀町木造住宅耐震改修工事助成事業補助金支払請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の取消し)

第15 補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件、その他法令又は、この要領に違反したとき。
- (3) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第16 第15の規定により、補助金の交付を取り消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(その他)

第17 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

様式第1号 (第7関係)

西和賀町長 様

申請者

住 所

氏 名

㊟

西和賀町木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付申請書

西和賀町木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付要綱第7第1項の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

《建築物等の概要》

- 1 補助金申請額 _____ 円
- 2 工事の名称 _____ 耐震改修工事
- 3 地名地番 西和賀町 _____
- 4 建設時期 明・大・昭 _____ 年 _____ 月
- 5 面積 1階 _____ m²、 2階 _____ m²
- 6 改修計画
 - (1)改修前の評点 1階X方向 _____ Y方向 _____
2階X方向 _____ Y方向 _____
 - 実施事業名等（該当するものを○で囲む。）
 - ア 西和賀町木造住宅耐震診断士派遣事業（ _____ 年度実施）
 - イ その他（ _____ ）

診断者 氏名 _____

資 格 岩手県木造住宅耐震診断士 第 _____ 号
 () 級建築士 () 登録 第 _____ 号
 - (2)耐震改修後の評点 1階X方向 _____ Y方向 _____
2階X方向 _____ Y方向 _____
 - 改修設計者 所属建築士事務所 _____
() 級建築士事務所岩手県登録 第 _____ 号
氏名 _____
 - 資 格 岩手県木造住宅耐震診断士 第 _____ 号
() 級建築士 () 登録 第 _____ 号
 - (3)補助対象工事費 _____ 円

様式第2号（第8関係）

年 月 日

西和賀町長 様

申請者

住 所

氏 名

㊞

西和賀町木造住宅耐震改修工事助成事業補助金変更承認申請書

年 月 日付 第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅耐震改修工事の内容を下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 工事の名称 _____耐震改修工事

2 変更の内容

3 変更の理由

様式第3号（第11関係）

年 月 日

西和賀町長 様

申請者

住 所

氏 名

印

西和賀町木造住宅耐震改修工事助成事業廃止（中止）届

年 月 日付 第 号により補助金交付決定の通知を受けた西和賀町木造住宅耐震改修工事助成事業については、下記のとおり廃止（中止）したいので届け出ます。

記

1 工事の名称 _____耐震改修工事

2 廃止（中止）の理由

様式第4号（第12関係）

年 月 日

西和賀町長 様

申請者

住 所

氏 名

㊞

西和賀町木造住宅耐震改修工事助成事業完了実績報告書

年 月 日付 第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅耐震改修工事が、下記のとおり完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 工事の名称 _____耐震改修工事

2 完了年月日 年 月 日

3 添付書類

耐震改修工事完了の確認

上記の木造住宅耐震改修工事は、補助金交付要綱に基づき、適正に工事が施工されていることを確認しました。

年 月 日

工事完了確認者

㊞

様式第5号（第13関係）

第 号
年 月 日

様

西和賀町長

印

西和賀町木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで完了報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、西和賀町木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付要綱第 13 の規定により通知します。

記

- 1 工 事 の 名 称 _____耐震補強工事
- 2 住 宅 の 所 在 地 西和賀町_____
- 3 補助金の交付確定額 _____円

様式第 6 号（第14関係）

西和賀町長 様

申請者

住 所

氏 名

印

西和賀町木造住宅耐震改修工事補助金支払請求書

西和賀町木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付要綱第 14 の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 工事の名称 _____耐震改修工事

2 支払請求額 _____円

振 替 先 金 融 機 関	金融機関名	銀行 金庫 農協	本 店 ・ 支 店
	預金の種類	普通 ・ 当座	(該当を○で囲む)
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

(注)

- 1 口座名義人は、様式第 1 号での申請者と同一であること。
- 2 申請者印は、交付申請書(様式第 1 号)で使用した印と同一であること。